



お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を收受します。

カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。

② 当社の解除権  
ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わなければ、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ブ. お客様が第4項の3から5までに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅情、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

ダ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

エ. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目(あたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

ガ. キャー目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イ. 上記ハの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①に該当します。)

ジ. 上記ハの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービ

スが中止されたとき。

ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受して

いる旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除  
① お客様の解除・払い戻し  
ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し  
ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

ブ. お客様が第4項の3から5までに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 上記ハの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③ 旅行の解消・払い戻し  
ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

ブ. お客様が第4項の3から5までに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 上記ハの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

④ 旅行代金の払い戻しの時期  
当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該

金額を払い戻します。

⑤ 本項(1)の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該

金額を払い戻します。

(2) 本項(1)の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

## 17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

(1) 旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講じること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。

また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努力すること。

## 18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までです。また労働基準法の定めから勤務中、一定の休息時間を適宜取得いたします。

(5) 本項(1)の規定に従わざる場合は、当社の関与しない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

## 20. 当社の責任

(1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行された者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に示すような事由により、損害を受けた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じた旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じた旅行日程の変更もしくは旅行のの中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じた旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じた旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかるわざる損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何かわからず当社が支払う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)。といいます。

(4) 航空運送契約は航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で預約が取れざる場合は当社は責任を負いません。

(5) 手配代行者は、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

## 21. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社が特約する特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円以上・限)・入院見舞金(4万円～40万円)及び通院見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1対あたり15万円を上限とします)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日について、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中はいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失で運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登攀はん、ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、リュック、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーターバイク・グライダー・マイクロライド・ウルトラライド等)搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの、リュック、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーターバイク・グライダー・マイクロライド・ウルトラライド等)搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの、リュック、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーターバイク・グライダー・マイクロライド・ウルトラライド等)搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード・クーポン券、航空券、バスカード、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他のこれらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社

(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

## 22. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務との他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病・傷害等による保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 23. オプショナルツアー又は情報提供

(1) 当社のオプショナルツアー又は情報提供の内容について、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者:当社」と表示します。

(2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拘ります。

(3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。が、それ以外の責任を負いません。

## 24. 旅行保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生するが明らかな場合には、変更補償金としては、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地